

第22回市民会議(平成27年4月15日)各部会の発表内容 ※以下をまとめた上で条例「草案」へ反映

	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	議長総括
条例名称	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例 ⇨「まちづくり」という用語はハードのニュアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ※親しみやすさ、分かり易さを意識 ・まちづくり基本条例 	<ul style="list-style-type: none"> ※身近に感じられる名称を意識 ・市民(住民)自治基本条例 ・条例総則で規定する市民の定義との整合に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ※市民に分かり易い名称を意識 ・まちづくり市民条例、まちづくり参加条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・分かり易い、身近に感じられる名称とすることへ留意 ・出された案から絞り込むか、市民意見広聴後まで現行使用している(仮称)自治基本条例のままとしておくか次回語りたい
最高規範性	<ul style="list-style-type: none"> ※下記に意見が分かれた ・最高規範としての条例 ・住民自治の「基本」としての条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・「最高規範」という用語が難しく、親しみが湧かない ⇒他の条例の「基になる」といったニュアンスの表現をしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・(条例に上下があるような誤解を生まないような説明を付した上で)自治の基本となる「最高規範」という表現を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本、基盤、基礎、最優先といったニュアンスで表現する ・最高規範と謳う場合、誤解を与えない説明を交えていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね最高規範という用語を用いるとしながらも、条例に上下の関係があるといった誤解を招かない配慮は必要
都市内分権	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市内分権」という用語自体が分かり難い。 ・制度等の詳細について学び、議論を重ねる必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方は条例に盛り込む必要(地域のセーフティネットとして) ⇨詳細(分権の受け皿等の制度設計)については、別途継続して議論を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方は条例に盛り込む必要 ⇨詳細(分権の受け皿等の制度設計)については、市民意見広聴において広く意見を頂くこととする ・行政主導ではなく地域主導で進める必要。ただ、地域によって温度差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方は条例に盛り込む必要 ⇒市民の気付きにも繋がる ⇨詳細(分権の受け皿等の制度設計)については、別途継続して議論を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方は条例に盛り込む必要 ⇒詳細について、どういった制度設計が必要か、どこまで盛り込むかについては、市民意見広聴の場面で様々な意見を頂いていく
住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき ・詳細については、別に条例に定めるかも含め議論を重ねる必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の意向に左右されない市民側から発議できる権利として条例に盛り込む必要(真に市民の声を市政に反映させるために) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の権利として条例に盛り込む必要(詳細は別に条例で定める) ⇨外国人・年齢といった投票資格者の範囲等の詳細については、市民意見広聴において広く意見を頂くこととする 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票資格、対象事項等の詳細について多くの方々の意見を広聴する必要 	<p style="text-align: center;">//</p>